証券コード　4366
2024年６月７日

株　主　各　位

大阪市鶴見区茨田大宮三丁目１番７号
ダイトーケミックス株式会社
代表取締役　住　友　朱　之　助

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り有難くお礼申しあげます。
　さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットにより議決権を行使いただくか、議決権行使書をご返送くださいますようお願い申しあげます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年６月24日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　https://www.daitochemix.co.jp/ir/library/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2023年度」欄よりご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（ダイトーケミックス）または証券コード（4366）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択いただき「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬　具

記

１．日　　時　2024年６月25日（火曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市中央区城見二丁目１番61号

ツイン21　ＭＩＤタワー20階　第８会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

※　今後の状況により場所の変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

３．目的事項

報告事項　１．第78期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第78期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

４．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daitochemix.co.jp/）および東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎ご出席株主様へのお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

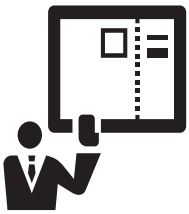

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月25日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時20分）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月24日（月曜日）
午後５時20分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年６月24日（月曜日）
午後５時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

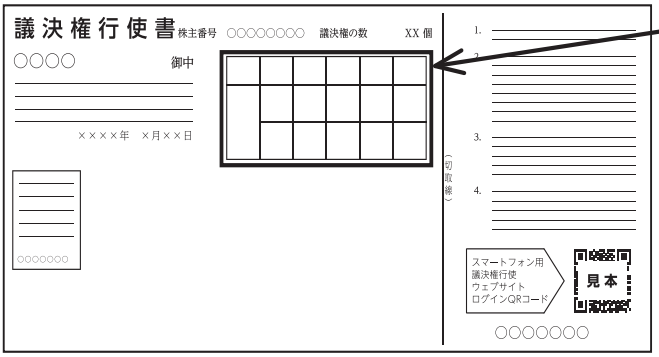

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２、５、６号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第３、４号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

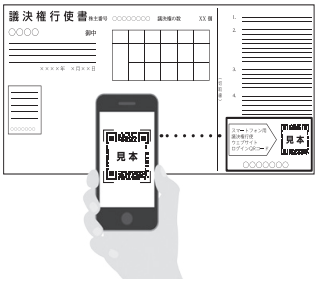

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

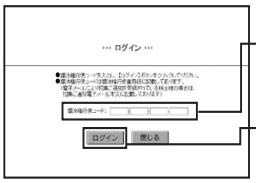

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）

（受付時間　9:00～21:00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策での規制緩和などにより国内需要を中心に緩やかな回復基調にあるものの、外国為替相場における円安の長期化、エネルギー価格や原材料費の高止まりなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの化成品事業に関連する半導体材料は、在庫調整と需要回復の遅れにより低調に推移いたしました。ディスプレイ材料に関しても、需要の低迷により低調に推移いたしました。

写真材料では、アフターコロナにおける回復傾向が継続し、インスタント写真の需要が増加いたしました。印刷材料は、ペーパーレス化などの動きにより、縮小傾向が継続しております。

医薬品業界では、世界医薬品市場、国内医薬品市場は拡大を継続しておりますが、当社が販売する医薬中間体は在庫調整により低調に推移いたしました。

環境関連事業につきましては、産業廃棄物処理分野では、製造業の持ち直しにより、排出量が増加いたしました。化学品リサイクル分野では、電子部品関連の稼働率の向上に伴い好調に推移いたしました。引き続きリユース、リサイクルへの関心は、高くなってきております。

このような環境のもとで当社グループは、2020年３月期をスタートとする５ヵ年の中期経営計画を策定し、その目標達成に向けて、各種施策に取り組みました。

特に、先端の半導体用感光性材料やディスプレイ周辺材料などの電子材料、印刷用色材などの機能性材料、ヘルスケア用途向け材料の新製品開発、廃棄物処理、リサイクルの特殊技術開発などに積極的に取り組むと同時に、生産能力の増強に向けた設備投資、持続的な成長と最適な組織運営を図るための社員採用など、成長投資にも積極的に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比3.5%減の158億11百万円となりました。経常損益は、持分法適用関連会社における減損損失22億91百万円の発生に伴う持分相当額（50%）の計上などにより、７億32百万円の損失となりました。このため親会社株主に帰属する当期純損失は10億５百万円（前連結会計年度は９億22百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

［セグメント別の概況］

化成品事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比4.2％減の142億59百万円となりました。

①　電子材料

半導体用感光性材料は、販売数量、売上高ともに減少いたしました。ディスプレイ用材料は、販売数量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、電子材料の売上高は、前連結会計年度比4.4％減の98億75百万円となりました。

②　イメージング材料

フィルム用材料は、製品構成により、販売数量は減少しましたが、売上高は増加いたしました。写真材料は、製品構成により、販売数量は増加しましたが、売上高は減少いたしました。印刷材料は、製品構成により、販売数量は増加しましたが、売上高は減少いたしました。

この結果、イメージング材料の売上高は、前連結会計年度比0.5％増の30億84百万円となりました。

③　医薬中間体

医薬中間体は、製品構成により、販売数量は増加しましたが、売上高は減少いたしました。

この結果、医薬中間体の売上高は、前連結会計年度比11.3％減の10億39百万円となりました。

④　その他化成品

その他化成品は、販売数量、売上高ともに減少いたしました。

この結果、その他化成品の売上高は、前連結会計年度比16.1％減の2億60百万円となりました。

環境関連事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比4.0％増の15億52百万円となりました。

①　産業廃棄物処理分野

受託量の増加により、売上高は増加いたしました。

この結果、産業廃棄物処理分野の売上高は、前連結会計年度比0.4％増の10億円となりました。

②　化学品リサイクル分野

非電子部品関連は低調に推移しましたが、電子部品関連が好調に推移し、出荷量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、化学品リサイクル分野の売上高は、前連結会計年度比11.2％増の5億51百万円となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

区　　分	売上高（百万円）	構　成　比（％）	前連結会計年度比増減率（％）
化成品事業	14,259	90.2	△4.2
環境関連事業	1,552	9.8	4.0
計	15,811	100.0	△3.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は14億89百万円となりました。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

化成品事業

当社福井工場	生産設備の増強
当社本社	基幹システム更新
当社静岡工場	生産設備の設置・移設
当社静岡工場	分析機器の設置
当社福井工場	分析機器の設置

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

化成品事業

当社静岡工場	危険物倉庫の新設

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

設備資金や関係会社への投資などの所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金および社債の発行により賄いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第75期（2021年３月期）	第76期（2022年３月期）	第77期（2023年３月期）	第78期（当連結会計年度）（2024年３月期）
売上高(百万円)	13,998	16,134	16,377	15,811
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）(百万円)	1,092	1,583	922	△1,005
１株当たり当期純利益（△純損失）(円)	101.75	147.50	85.96	△93.70
総資産（純資産）(百万円)	18,825 (12,758)	21,535 (14,284)	24,698 (15,175)	24,980 (14,536)

（注）１株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均株式数により算出しております。
なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

⑸ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復傾向が続くものの、資源エネルギー価格の高騰の影響や、海外経済の減速懸念など、引き続き先行き不透明な状態で推移するものと予想されます。

当社は、製品・技術・サービスの提供を通じて、快適でより豊かな社会づくりに貢献することを経営理念に掲げ、事業活動に取り組んできました。今後も、この取り組みを様々な社会課題の解決に繋がる活動であると位置づけ、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成により、サステナブルな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

引き続き、経営理念・行動指針に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、2026年度に売上高200億円の達成を目指して取り組んでまいります。

⑹ 2024～2026年度中期経営計画

中期経営計画の概要は以下のとおりです。

<u>中期経営方針</u>

社会、顧客が求める一歩先の製品・技術・サービスを提供することで更なる信頼を獲得し、安定的・持続的に成長するスペシャリティ・ファインケミカル企業グループを目指す。

１．コーポレートガバナンス、コンプライアンスの充実・強化、製造、製品の環境・安全（レスポンシブル・ケア）を重視したＣＳＲに取り組む。
２．「ものづくり」メーカーとして、安全第一を基本に置き、ＱＣＤを大切に迅速かつ丁寧に対応し顧客満足を上げていく。
３．既存技術の総合力強化と新規技術を習得し、新規受託品、自社製品の開発を進める。
４．健全な財務体質を向上していくとともに、資源の有効活用を図っていく。
５．困難な課題にもあきらめずに挑戦し、乗り切っていく。

<u>中期経営課題</u>

１．売上拡大と新製品開発のスピードアップ
　目標：当社売上高190億円、うち開発品30億円
２．設備投資の充実：ＤＸ推進、ＡＩ活用、自動化等による安全、品質の向上と省力化
　目標：３年間で総額約30億円の設備投資
３．全体最適化での徹底した生産性向上、コスト削減
　目標：平均労働生産性比率1.2倍（2023年度比）
４．人材採用と育成、健康経営の充実
　目標：３年間で約30名の採用、教育費65百万円
５．2030年までにＧＨＧ排出量15％削減（2019年度比）
６．グループ力を強化し、シナジー効果の最大化

経営目標

《 2026年度連結経営目標 》		《 2030年度ありたい姿 》
売上高	200億円	250億円
経常利益	13億円	25億円
経常利益率	６％以上	10％以上
EBITDA	25億円（当社単体）	35億円（当社単体）

分野における事業戦略

≪化成品事業≫

１．電子材料分野
- 先端フォトレジスト用材料の受託拡大
- ｉ線フォトレジスト用感光性材料の増産
- カラーフィルター用材料、有機ＥＬ材料の受託拡大

２．イメージング材料分野
- フィルム用材料、記録材料の受託拡大
- インスタントカラー用色材の増産
- インクジェット用色素の安定供給

３．医薬中間体分野
- 既存製品の安定供給

４．その他化成品
- 既存製品の安定供給と顧客拡大活動

５．新規事業創出
- 既存分野以外にも分野拡大、顧客拡大
- 自社製品の開発促進

≪環境関連事業≫
- リサイクル分野の強化

資本政策と株主配当方針

当社は、健全な企業経営に努めると共に、企業価値を高めることによって、株主の皆様に利益還元を図っていくことが最も重要であると考えております。また、利益配分につきましては、安定的な配当を念頭におき、当期の業績、配当性向、今後の事業展開に備えた内部留保など総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
日本エコロジー株式会社	200	100.0	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル
ディー・エス・エス株式会社	12	100.0	製造・物流・事務等の業務請負、没食子酸誘導体の製造販売

（注）連結ベースでの売上高は、158億11百万円（前連結会計年度比3.5％減）、親会社株主に帰属する当期純損失は10億５百万円（前連結会計年度は９億22百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）であります。

③　その他の重要な企業結合の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万ウォン	%	
DAITO-KISCO Corporation	10,000	50.0	感 光 性 材 料 の 製 造 販 売

(8) 主要な事業内容

事　　業	主　　要　　製　　品
化 成 品 事 業	半導体および液晶用感光性材料、印刷材料、写真材料、 機能性材料、医薬中間体、その他化成品
環 境 関 連 事 業	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル

(9) 主要な営業所および工場

会　　社　　名	所　　在　　地
当　　社	本社：大阪市鶴見区、東京オフィス：東京都中央区 技術開発センター：大阪府大東市 静岡工場：静岡県掛川市、福井工場：福井県福井市
日本エコロジー株式会社	本社：大阪市都島区、大阪工場：大阪市鶴見区 岸和田工場：大阪府岸和田市、明石工場：兵庫県明石市 営業部：大阪市都島区
ディー・エス・エス株式会社	本社：大阪市鶴見区

(10) 従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従　　業　　員　　数	前連結会計年度末比増減数
304名	(減) 2名

(注)　従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

②　当社の従業員の状況

従　　業　　員　　数	前　期　末　比　増　減　数
231名	(増) 3名

(注)　従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,489
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,105
株式会社南都銀行	1,072
株式会社商工組合中央金庫	722
日本生命保険相互会社	600
株式会社ＳＢＩ新生銀行	320

（注）上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

２．会社の株式に関する事項(2024年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 47,900,000株

(2) 発行済株式の総数 11,200,000株（自己株式464,554株を含む）

(3) 株主数 2,767名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
平松裕将	756	7.04
東京応化工業株式会社	522	4.86
日本生命保険相互会社	499	4.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	482	4.49
ダイトーケミックス取引先持株会	448	4.18
竹中一雄	380	3.54
株式会社三井住友銀行	371	3.46
富士フイルム株式会社	366	3.41
ダイトーケミックス社員持株会	266	2.48
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	221	2.06

（注）１．当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地　位　お　よ　び　担　当	重　要　な　兼　職　の　状　況
住　友　朱之助	代表取締役執行役員社長 営業部、業務部担当	
南　　修　一	取締役常務執行役員 工場、管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当	
中　村　あつ子	取締役	株式会社ハル代表取締役社長
島　巻　利　治	常勤監査役	
村　上　純　二	監査役	村上純二公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士 株式会社Ｊマネジメント代表取締役 興隆産業株式会社社外監査役
安　部　将　規	監査役	アイマン総合法律事務所弁護士

（注）１．取締役中村あつ子氏は、社外取締役であります。
２．監査役村上純二氏および安部将規氏は、社外監査役であります。
３．当社は取締役中村あつ子氏ならびに監査役村上純二氏および監査役安部将規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役村上純二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当事業年度中の地位・担当等の異動状況は、次のとおりであります。
・2023年11月24日をもって、南修一は取締役常務執行役員　管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当から取締役常務執行役員　工場、管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当になりました。
６．当事業年度中に退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。
・2023年６月23日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、草尾光一氏および飯田健一氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
・取締役執行役員衛藤巧は、2023年11月17日に逝去により退任いたしました。なお、退任時における担当は工場担当でありました。
７．当事業年度中に就任した監査役は、次のとおりであります。
・2023年６月23日開催の第77期定時株主総会において、新たに村上純二氏および安部将規氏は監査役に選任され就任いたしました。
８．当事業年度後の地位・担当等の異動状況は、次のとおりであります。
・2024年４月１日をもって、住友朱之助は、代表取締役執行役員社長　営業部、業務部担当から代表取締役執行役員社長になりました。
・2024年４月１日をもって、南修一は、取締役常務執行役員　工場、管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当から取締役常務執行役員　工場担当、管理部全般担当になりました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	72 (4)	72 (4)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
監　査　役 （うち社外監査役）	22 (8)	22 (8)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合　　計 （うち社外役員）	95 (13)	95 (13)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

（注）１．上記には、2023年６月23日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名および、2023年11月17日に逝去により退任した取締役１名を含んでおります。

２．当社は2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月例の固定報酬として役位ごとに職責に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(2)業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

事業年度ごとの純利益を指標とし、期首に定めた計画の達成度合いに応じて総支給額を決定し、役位に応じて按分した個別支給額を決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

(3)基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬比率が高まる構成とし、取締役会が個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(4)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および賞与の報酬比率による配分とし、取締役会がその内容を決定するものとする。また、業績の低迷等による取締役の報酬等の返還についても同様の扱いとする。

３．当事業年度末現在の役員の員数は、取締役３名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。

４．業績連動報酬等にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は当期純損失12億86百万円であります。当該指標を選択した理由は、企業価値の持続的向上を図り、株主利益を高めるためであります。

５．取締役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第71期定時株主総会決議において年額１億50百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点での取締役の員数は、５名であります。

6．監査役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第71期定時株主総会決議において年額80百万円以内（うち社外監査役分15百万円以内）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点での監査役の員数は、３名であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務行為に起因する会社または株主、第三者（会社以外の全ての者、株主も含む）からの賠償請求に対し生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は当社の全ての役員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 社外役員に関する事項

取締役　中村　あつ子

① 重要な兼務先と当社との関係
当社は、株式会社ハルとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会に出席した際は必要の都度、経営者としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は14回中14回でありました。
主に会社経営を含めた幅広い知見と経験から、客観的、中立的な立場で、当社の経営に対する有用な提言、助言などを行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

監査役　村上　純二

① 重要な兼務先と当社との関係
当社は、村上純二公認会計士・税理士事務所、株式会社Ｊマネジメントおよび興隆産業株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、公認会計士、税理士としての立場から発言されました。2023年6月23日監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会への出席は11回中11回でありました。また監査役会への出席は９回中９回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

監査役　安部　将規

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、アイマン総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、法律家としての立場から発言されました。2023年6月23日監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会への出席は11回中11回でありました。また監査役会への出席は９回中９回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

オリエント監査法人

（注）当社の会計監査人でありました東陽監査法人は、2023年６月23日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査および報酬実績の推移ならびに報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は、妥当と判断し同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

⑴ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、および行動規範となる「コンプライアンス基準」を定め、役員・社員はこれに従って業務を執行する。

②「企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要な問題を審議する。

③当社の社員、子会社の社員、社外の利害関係者も対象とした社内通報制度を設け、適切に運用する。なお、通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

④執行役員社長直轄の監査室は、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を執行役員社長および常勤監査役に報告する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従いこれらを保存、管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業活動全般に係る個々のリスクについて、各規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。

②不測の事態が発生した場合には、執行役員社長あるいは事業所長を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を構築・運用する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。

②取締役会は、原則毎月１回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。

③経営効率を向上させるため、経営会議や部長会などの社内会議体を設け、その会議の目的に合わせた効率的な会議運営を行う。

④取締役、執行役員およびその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の経営について「子会社管理規程」を定め、その自主性を尊重しつつ、定期的に事業内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行い、業務の適正を図る。

②子会社に対しても、「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、「コンプライアンス基準」を適用して、子会社の役員・社員にもそれにしたがって業務を執行することを求める。

③執行役員社長直轄の監査室が、子会社に対しても、職務執行状況を監査する。

④子会社が作成する経営計画について報告を受けるとともに、当社が保有する機能、資産を効率的に活用できるようにする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。

②監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮命令は受けない。

③監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行う。

(7) 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役、社員の業務執行状況を把握するため、取締役会へ出席し、また常勤監査役は、経営会議他の重要会議に出席し必要に応じて説明を求める。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員に対して報告を求めることができる。なお、報告者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

②取締役は、企業倫理、法令遵守、リスク管理に関し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、遅滞なく監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図る。

②監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

③監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑽ 反社会的勢力の排除に向けた体制

①反社会的勢力に対しては、管理部に情報を収集し対応する。

②反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

③警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

⑴ 取締役の職務執行に関する事項

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役４名で構成し、監査役３名も出席した上で開催し、執行役員以下の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、各自の権限および責任の範囲で職務を執行いたしました。

⑵ 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則として監査役会を月１回開催し、監査役間の情報共有を行い会社の状況を把握し、意見交換および協議を行いました。さらに、取締役会等に出席するとともに、取締役および使用人と意思疎通を図り、監査室および会計監査人と連携し、必要に応じて説明報告を求め意見を述べるなどにより、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

⑶ 監査室の監査に関する事項

監査室は、執行役員社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について各部門を対象とした監査を実施し、その結果および改善状況を執行役員社長および常勤監査役に報告いたしました。

⑷ 子会社の管理に関する事項

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営会議において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実施に努めました。

⑸ コンプライアンス管理に関する事項

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「コンプライアンス基準」の社内広報による全社員への定期的な周知を図りました。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**12,955**	**流動負債**	**5,950**
現金及び預金	2,252	支払手形及び買掛金	1,162
電子記録債権	7	短期借入金	1,425
売掛金	4,744	１年内償還予定の社債	282
商品及び製品	1,742	１年内返済予定の長期借入金	1,285
仕掛品	2,454	リース債務	12
原材料及び貯蔵品	1,672	未払法人税等	150
未収入金	27	未払消費税等	165
未収法人税等	7	契約負債	18
その他	46	賞与引当金	349
固定資産	**12,025**	役員賞与引当金	13
有形固定資産	**9,105**	未払金	941
建物及び構築物	2,599	その他	145
機械装置及び運搬具	3,324	**固定負債**	**4,493**
工具器具及び備品	293	社債	627
土地	2,820	長期借入金	2,690
リース資産	36	リース債務	28
建設仮勘定	31	繰延税金負債	473
無形固定資産	**135**	債務保証損失引当金	51
ソフトウエア	135	退職給付に係る負債	135
その他	0	持分法適用に伴う負債	477
投資その他の資産	**2,783**	その他	9
投資有価証券	2,649	**負債合計**	**10,444**
繰延税金資産	41	(純資産の部)	
その他	93	**株主資本**	**12,961**
		資本金	2,901
		資本剰余金	4,421
		利益剰余金	5,887
		自己株式	△249
		その他の包括利益累計額	**1,575**
		その他有価証券評価差額金	1,454
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	120
		純資産合計	**14,536**
資産合計	**24,980**	**負債及び純資産合計**	**24,980**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		15,811
売上原価		13,911
売上総利益		1,900
販売費及び一般管理費		1,124
営業利益		776
営業外収益		
受取配当金	56	
雑収入	29	86
営業外費用		
支払利息	39	
為替差損	18	
固定資産除却損	24	
持分法による投資損失	1,506	
雑損失	7	1,595
経常損失（△）		△732
特別利益		
投資有価証券売却益	86	
保険差益	32	118
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	51	
投資有価証券評価損	13	64
税金等調整前当期純損失（△）		△678
法人税、住民税及び事業税	259	
法人税等調整額	67	327
当期純損失（△）		△1,005
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△1,005

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,901	4,421	7,011	△249	14,085
当期変動額					
剰余金の配当			△118		△118
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,005		△1,005
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△1,123	△0	△1,124
当期末残高	2,901	4,421	5,887	△249	12,961

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	983	－	106	1,090	15,175
当期変動額					
剰余金の配当					△118
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,005
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	471	△0	13	484	484
当期変動額合計	471	△0	13	484	△639
当期末残高	1,454	△0	120	1,575	14,536

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　２社

子会社すべてを連結しています。

連結子会社名

日本エコロジー株式会社、ディー・エス・エス株式会社

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数　１社

会社名

DAITO-KISCO Corporation

3．連結子会社等の決算日等に関する事項

連結子会社等の決算日は、DAITO-KISCO Corporationを除き、すべて連結決算日と一致しております。DAITO-KISCO Corporationの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	６～60年
機械装置及び運搬具	３～10年
工具器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
当社および国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金
当社および国内連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
④ 債務保証損失引当金
関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度末に全額を費用処理しております。
(5) 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
① 化成品の製造・販売
当社およびディー・エス・エス株式会社は、化成品メーカーおよび商社を主な得意先として、電子材料、イメージング材料、医薬中間体、その他化成品の製造・販売を行っております。
これらの取引については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、国内販売においては、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。
取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
② 産業廃棄物処理
日本エコロジー株式会社は、各種メーカーおよび産業廃棄物処理業者を主な得意先として、産業廃棄物処理を行っております。
これらの取引においては、主に受託した産業廃棄物（廃液）を中和無害化処理することを履行義務としており、原則として中和無害化処理が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。
取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
なお、産業廃棄物処理における日本エコロジー株式会社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

③ 化学品リサイクル

日本エコロジー株式会社は、化成品メーカーを主な得意先として、化学品リサイクルを行っております。

これらの取引においては、主に受託した有機溶剤をリサイクル処理して顧客へ納品することを履行義務としており、原則としてリサイクル製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の受託先においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産および負債は、在外関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建債務および外貨建の予定取引

③ ヘッジ方針

社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	9,105百万円
無形固定資産	135百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行って減損の兆候の有無を確認しております。

当社グループにおける各資産グループについては、当連結会計年度における減損の兆候に該当するような事象もないことから、当社グループの事業用資産に減損の兆候はないものと判断しております。

ここで、当社グループの翌連結会計年度の営業活動から生ずる損益の見込みの基礎となる翌連結会計年度予算には、化成品事業および環境関連事業の各関連業界における直近の需要動向を踏まえた販売数量、販売単価計画等に基づく売上高予算、原材料価格や燃料価格の高騰を踏まえた営業費用予算といった、経営者による重要な判断を伴う仮定が含まれております。したがって、市場環境等の変化により、これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、固定資産の減損損失の計上が必要になる可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）41百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は182百万円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、当社グループにおける売上高の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。事業計画の前提となっている翌連結会計年度の売上高が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

3．DAITO-KISCO Corporationに対する投資額の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
持分法適用に伴う負債	477百万円
債務保証損失引当金	51百万円
持分法に係る投資損失	1,506百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

DAITO-KISCO Corporation（以下、DKC）は、当社グループの持分法適用関連会社であり、DKCに対する投資は持分法により会計処理を行っております。DKCにおいて、固定資産の減損損失2,291百万円（持分割合負担1,145百万円）を計上したことに伴い、DKCの財政状態が悪化し、同社は債務超過となりました。

これに伴い、持分法による投資損失1,506百万円を計上するとともに、債務超過額のうち、当社が負担すると見込まれる金額を持分法適用に伴う負債477百万円及び債務保証損失引当金51百万円として計上しております。

②主要な仮定

持分法適用会社の財政状態は、主に持分法適用会社の固定資産の減損損失の計上に重要な影響を受けることになります。当該持分法適用会社は国際財務報告基準に基づき、減損テストを実施しており、回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

使用価値の測定に用いる主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画等であり、予測における市場需要やそれに基づく販売見込数量等により算定しておりますが、その予測には不確実性があるため、経営者による判断が当該見積りに重要な影響を及ぼします。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、これらの仮定の変動によっては、DKCの純資産の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産

有形固定資産	2,410百万円
投資有価証券	2,314百万円
計	4,725百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,000百万円
長期借入金 （１年内返済予定分を含む）	3,490百万円
計	4,490百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　28,517百万円

3．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。なお、DAITO-KISCO Corporationに対する保証債務に対しては、債務保証損失引当金51百万円および持分法適用に伴う負債477百万円を計上しており、下記の金額は当該引当金等を控除後の金額を記載しております。

DAITO-KISCO Corporation　1,064百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式　11,200,000株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	64	利益剰余金	6	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	53	利益剰余金	5	2023年9月30日	2023年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	53	利益剰余金	5	2024年3月31日	2024年6月26日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入および社債の発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎年把握する体制をとり、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに上場株式は時価の把握、その他は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定例報告等によって取締役会に報告しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達であります。長期借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済日および償還日は最長で決算日後５年であります。金利の変動リスクに関しては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別の契約ごとに原則固定金利での契約を利用しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)投資有価証券	2,629	2,629	―
資産計	2,629	2,629	―
(1)社債	909	907	△1
(2)長期借入金	3,975	3,964	△10
負債計	4,884	4,872	△12

（注）１．「現金及び預金」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額19百万円）は、市場価格がないため「(1)投資有価証券」には含めておりません。

３．「(1)社債」には、１年内償還予定の社債（282百万円）を含めて記載しております。

４．「(2)長期借入金」には、１年内返済予定の長期借入金（1,285百万円）を含めて記載しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：百万円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,629	―	―	2,629

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	―	907	―	907
長期借入金	―	3,964	―	3,964

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合想定される利率で割り引いた方法で算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
電子材料	9,875	－	9,875
イメージング材料	3,084	－	3,084
医薬中間体	1,039	－	1,039
その他化成品	260	－	260
産業廃棄物処理	－	1,000	1,000
化学品リサイクル	－	551	551
顧客との契約から生じる収益	14,259	1,552	15,811
外部顧客への売上高	14,259	1,552	15,811

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　４.会計方針に関する事項　(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,354円04銭

２．１株当たり当期純損失（△）　△93円70銭

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**12,155**	**流動負債**	**5,171**
現金及び預金	1,845	買掛金	1,067
電子記録債権	7	短期借入金	1,200
売掛金	4,501	１年内償還予定の社債	282
商品及び製品	1,648	１年内返済予定の長期借入金	1,060
仕掛品	2,465	未払金	911
原材料及び貯蔵品	1,630	未払費用	100
前払費用	27	未払法人税等	102
短期貸付金	50	未払消費税等	135
未収入金	20	契約負債	18
その他	2	賞与引当金	280
貸倒引当金	△45	その他	12
固定資産	**10,797**	**固定負債**	**4,407**
有形固定資産	**7,526**	社債	627
建物	1,618	長期借入金	2,690
構築物	628	債務保証損失引当金	492
機械及び装置	3,253	退職給付引当金	124
車両及び運搬具	15	繰延税金負債	474
工具器具及び備品	276	**負債合計**	**9,579**
土地	1,704	(純資産の部)	
建設仮勘定	29	**株主資本**	**11,918**
無形固定資産	**135**	**資本金**	**2,901**
ソフトウエア	135	**資本剰余金**	**4,421**
投資その他の資産	**3,136**	資本準備金	4,421
投資有価証券	2,649	**利益剰余金**	**4,845**
関係会社株式	413	利益準備金	127
長期貸付金	0	その他利益剰余金	4,717
長期前払費用	19	別途積立金	1,500
その他	53	繰越利益剰余金	3,217
		自己株式	**△249**
		評価・換算差額等	**1,454**
		その他有価証券評価差額金	1,454
		純資産合計	**13,373**
資産合計	**22,952**	**負債及び純資産合計**	**22,952**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**14,176**
売上原価		**12,825**
売上総利益		**1,351**
販売費及び一般管理費		**903**
営業利益		**447**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	165	
不動産賃貸収入	11	
補助金収入	1	
雑収入	30	210
営業外費用		
支払利息	35	
為替差損	18	
固定資産除却損	20	
雑損失	6	81
経常利益		**576**
特別利益		
投資有価証券売却益	86	
保険差益	32	118
特別損失		
関係会社株式評価損	1,197	
債務保証損失引当金繰入額	492	
貸倒引当金繰入額	45	
投資有価証券評価損	13	1,749
税引前当期純損失（△）		**△1,054**
法人税、住民税及び事業税	173	
法人税等調整額	59	232
当期純損失（△）		**△1,286**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,901	4,421	4,421	127	1,500	4,622	6,250	△249	13,323
当期変動額									
剰余金の配当						△118	△118		△118
当期純損失						△1,286	△1,286		△1,286
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,404	△1,404	△0	△1,404
当期末残高	2,901	4,421	4,421	127	1,500	3,217	4,845	△249	11,918

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	983	983	14,307
当期変動額			
剰余金の配当			△118
当期純損失			△1,286
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	471	471	471
当期変動額合計	471	471	△933
当期末残高	1,454	1,454	13,373

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式　…移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券……市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法によっております。

（リース資産を除く）　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～47年
構築物	6～60年
機械及び装置	5～8年

(2) 無形固定資産……定額法によっております。

（リース資産を除く）　ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異については、発生時に全額を処理しております。

4．収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建債務および外貨建の予定取引
(3) ヘッジ方針
社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

会計上の見積りに関する注記

1．固定資産の減損
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	7,526百万円
無形固定資産	135百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社は、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行って減損の兆候の有無を確認しております。
当社における各資産グループについては、当事業年度における減損の兆候に該当するような事象もないことから、当社の事業用資産に減損の兆候はないものと判断しております。
ここで、当社の翌事業年度の営業活動から生ずる損益の見込みの基礎となる翌事業年度予算には、化成品事業の関連業界における直近の需要動向を踏まえた販売数量、販売単価計画等に基づく売上高予算、原材料価格や燃料価格の高騰を踏まえた営業費用予算といった、経営者による重要な判断を伴う仮定が含まれております。したがって、市場環境等の変化により、これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、固定資産の減損損失の計上が必要になる可能性があります。
2．繰延税金資産の回収可能性
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額）－百万円
（繰延税金負債と相殺前の金額は141百万円であります。）
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3．DAITO-KISCO Corporationに対する投資額の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	0百万円
債務保証損失引当金	492百万円
貸倒引当金	45百万円
関係会社株式評価損	1,197百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

DAITO-KISCO Corporation（以下、DKC）に対する投資である市場価格のない関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、DKCにおいて、固定資産の減損損失2,291百万円（持分割合負担1,145百万円）を計上したことに伴い、DKCの財政状態が悪化し、同社は債務超過となりました。

これに伴い、関係会社株式1,197百万円については、備忘価額を残して当事業年度の損失として処理するとともに、DKCに対する債権の全額に対して貸倒引当金を45百万円計上し、債権額を上回った債務超過額のうち、当社が負担すると見込まれる金額を債務保証損失引当金492百万円として計上しております。

②主要な仮定

DKCの財政状態には、固定資産の減損損失の認識の要否が重要な影響を及ぼします。算出方法の詳細は、連結注記表　会計上の見積りに関する注記　3．DAITO-KISCO Corporationに対する投資額の評価(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報をご参照ください。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、これらの仮定の変動によっては、DKCの純資産の変動により、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産および対応する債務

有形固定資産	2,378百万円
投資有価証券	2,314百万円
計	4,693百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,000百万円
長期借入金（１年内返済予定分を含む）	3,490百万円
計	4,490百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　25,487百万円

3．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。なお、DAITO-KISCO Corporationに対する保証債務に対しては、債務保証損失引当金492百万円を計上しており、下記の金額は当該引当金を控除後の金額を記載しております。

日本エコロジー株式会社	187百万円
DAITO-KISCO Corporation	1,100百万円
計	1,288百万円

4．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	100百万円
短期金銭債務	99百万円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との主要な取引高

営業取引による取引高	
売上高	105百万円
仕入高	637百万円
営業取引以外の取引による取引高	127百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	464,554株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	121百万円
賞与引当金	85百万円
債務保証損失引当金	150百万円
繰越欠損金	13百万円
投資有価証券評価損	26百万円
減損損失	386百万円
ゴルフ会員権評価損	26百万円
関係会社株式評価損	426百万円
子会社株式簿価修正	133百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	1,457百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,311百万円
評価性引当額小計	△1,316百万円
繰延税金負債との相殺	△141百万円
繰延税金資産の純額	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	616百万円
繰延税金負債小計	616百万円
繰延税金資産との相殺	△141百万円
繰延税金負債の純額	474百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社との取引に関する注記　　（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	日本エコロジー株式会社	所有 直接　100.0%	設備等の賃貸 債務保証 役員の兼任 1名	債務保証 (注) 3	187	―	―
関連会社	DAITO-KISCO Corporation	所有 直接　50.0%	製品の販売 原料の仕入 債務保証 役員の兼任 2名	製品の販売 (注) 2	105	売掛金	43
				原料仕入 (注) 2	33	買掛金	1
				債務保証 (注) 3	1,593	債務保証 損失引当金	492

(注) 1．取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。
2．製品の販売、原料の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3．当社は日本エコロジー株式会社およびDAITO-KISCO Corporationの借入金に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,245円71銭
２．１株当たり当期純損失（△）　　△119円87銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

ダイトーケミックス株式会社
　取　締　役　会　御　中

オリエント監査法人
大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　西田　誠

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　前田　佳久

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　小野坂　幸一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトーケミックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

ダイトーケミックス株式会社

取　締　役　会　御　中

オリエント監査法人
大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　西田　誠

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　前田　佳久

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　小野坂　幸一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、使用人等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびオリエント監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年５月24日

ダイトーケミックス株式会社　監査役会

常勤監査役　島　巻　利　治　㊞

社外監査役　村　上　純　二　㊞

社外監査役　安　部　将　規　㊞

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は健全な企業運営に努めるとともに、企業価値を高めることによって、株主の皆様への利益還元を図っていくことが最も重要であると考えております。

剰余金の配当につきましては、安定的な配当を念頭に置き、総合的に勘案して行うこととしております。

この配当方針と今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は53,677,230円となり、中間配当金として５円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は１株につき10円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2024年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第９条を新設するものであります。

（３）取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第３１条第１項を新設するとともに、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第２９条を変更案第３１条第２項のとおり変更するものであります。なお、当該新設および変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（４）その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章 総 則 第１条～第３条　（条文省略） （機関の設置） 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第１章 総 則 第１条～第３条　（現行どおり） （機関の設置） 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

現行定款	変更案
第５条　　（条文省略）	第５条　　（現行どおり）
第２章 株 式	第２章 株 式
第６条～第８条　　（条文省略）	第６条～第８条　　（現行どおり）
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第９条～第11条　　（条文省略）	第10条～第12条　　（現行どおり）
第３章 株主総会	第３章 株主総会
第12条～第18条　　（条文省略）	第13条～第19条　　（現行どおり）
第４章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当会社の取締役は、７名以内とする。	第４章 取締役および取締役会 （員数） 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。 ２ 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新　設）	
（選任方法） 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

現行定款	変更案
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2　（現行どおり）
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3　（現行どおり）
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。
第28条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（社外取締役の責任免除） 第29条　　（新　設）	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期および常勤の監査役） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）

現行定款	変更案
（社外監査役の責任免除） 第38条　当会社は、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。

現行定款	変更案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人 第39条～第40条　　（条文省略）	第６章　会計監査人 第37条～第38条　　（現行どおり）
（報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て決議する。	（報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て決議する。
第７章　計　算 第42条～第43条　　（条文省略）	第７章　計　算 第40条～第41条　　（現行どおり）
（剰余金の配当の除斥期間） 第44条　剰余金の期末配当または中間配当は、その支払開始の日から満３カ年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（３名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すみ　とも　あけ　の　すけ 住　友　朱之助 （1964年９月30日生）	1992年７月　当社入社 2008年４月　当社静岡工場副工場長 2011年２月　DAITO-KISCO Corporation理事 2016年３月　当社営業部長 2019年４月　当社執行役員営業部長、業務部担当 2020年４月　当社執行役員営業部、業務部担当 2020年６月　当社取締役執行役員営業部、業務部担当 2022年６月　当社代表取締役執行役員社長営業部、業務部担当 2024年４月　当社代表取締役執行役員社長（現任）	14,200株
	取締役候補者とした理由 住友朱之助氏は、当社の製造部門、販売部門の責任者を務めるなど、当社の業務全般について豊富な経験、実績、見識を有しており、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。		
2	みなみ　しゅう　いち 南　修　一 （1963年１月25日生）	1987年３月　当社入社 2009年４月　当社大阪工場長 2012年９月　当社ＱＡ・ＲＣ部長 2013年４月　当社管理部長 2016年４月　当社執行役員管理部長 2019年６月　当社取締役執行役員管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当 2021年６月　当社取締役常務執行役員管理部、ＱＡ・ＲＣ部担当 2024年４月　当社取締役常務執行役員工場担当、管理部全般担当（現任）	16,100株
	取締役候補者とした理由 南修一氏は、当社の製造部門、管理部門の責任者を務めるなど、業務全般について豊富な経験、実績、見識を有しております。引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
坂本雄輝
（1969年５月４日生）</td><td>1998年７月　当社入社
2018年４月　当社技術開発センター
副センター長
2021年６月　当社技術開発センター長
2022年６月　当社執行役員技術開発センター長
（現任）</td><td>5,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
坂本雄輝氏は、当社の技術開発部門の責任者として多数の顧客と折衝され、研究開発業務全般に関する経験、実績、見識を有しており、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>中村あつ子
（1958年９月４日生）</td><td>1982年４月　株式会社ヤラカス館入社
1986年２月　アン企画創業
1989年２月　株式会社アンティム代表取締役
2009年４月　大阪府都市魅力創造局副理事兼
都市魅力課長
2011年９月　大阪府立大学観光産業戦略研究所客員研究員
2012年４月　株式会社ハル取締役副社長
2015年６月　当社社外取締役（現任）
2024年１月　株式会社ハル代表取締役社長
（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社ハル代表取締役社長</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
中村あつ子氏は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、取締役会において的確な提言、助言をいただいております。これらの経験と実績を活かし、社外取締役として客観的、中立的な立場で、当社の経営に対する有用な提言、助言などを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．※は、新任の取締役候補者であります。
２．中村あつ子氏が代表取締役社長を務める株式会社ハルと当社との間には、特別な関係はありません。
中村あつ子氏以外の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
３．中村あつ子氏の戸籍上の氏名は、中村敦子であります。
４．中村あつ子氏は、社外取締役候補者であります。
５．中村あつ子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって９年となります。
６．独立役員の届出について
当社は、中村あつ子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
７．責任限定契約について
当社は中村あつ子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
８．取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務行為に起因する会社または株主、第三者（会社以外の全ての者、株主も含む）からの賠償請求に対し生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は当社の全ての役員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>※
しまき　としはる
島巻　利治
（1964年３月25日生）</td><td>1989年３月　当社入社
2015年６月　当社技術開発センター長
2017年６月　当社執行役員技術開発センター長
2021年６月　当社常勤監査役（現任）</td><td>9,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査等委員である取締役候補者とした理由
島巻利治氏は、当社の技術開発部門の責任者として多数の顧客と折衝され、研究開発業務全般に関する経験、実績、見識を有し、さらに常勤監査役として中立的かつ公正な立場で客観的な意見を述べており、監査等委員である取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="2">※
むらかみ　じゅんじ
村上　純二
（1971年６月13日生）</td><td>1994年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1997年５月　公認会計士登録
2006年９月　税理士登録
2006年10月　村上純二公認会計士・税理士事務所開設（現任）
2023年６月　当社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
村上純二公認会計士・税理士事務所
公認会計士・税理士
株式会社Ｊマネジメント代表取締役
興隆産業株式会社社外監査役</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
村上純二氏は、監査役としての人格と見識を持ち、略歴に記載の公認会計士、税理士としての経験を踏まえた幅広い視野を、当社の経営に反映していただいており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※
あべ　まさき
安部　将規
（1972年７月29日生）</td><td>1998年４月　弁護士登録
1998年４月　アイマン総合法律事務所入所（現任）
2023年６月　当社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
アイマン総合法律事務所弁護士</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
安部将規氏は、監査役としての人格と見識を持ち、略歴に記載の弁護士としての経験を踏まえた幅広い視野を、当社の経営に反映していただいており、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）１．※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
３．村上純二氏および安部将規氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．村上純二氏および安部将規氏は、現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
５．独立役員の届出について
当社は、村上純二氏および安部将規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
６．責任限定契約について
当社は村上純二氏および安部将規氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。島巻利治氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、業務行為に起因する会社または株主、第三者（会社以外の全ての者、株主も含む）からの賠償請求に対し生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は当社の全ての役員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月23日開催の第71期定時株主総会において、年額１億50百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額１億50百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針につきましては、「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は３名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　大阪市中央区城見二丁目１番61号

ツイン21 ＭＩＤタワー20階　第８会議室

※　今後の状況により場所の変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

交通ご案内

●ＪＲ大阪環状線、東西線「京橋」駅西口より徒歩約５分

●京阪電鉄「京橋」駅片町口より徒歩約５分

●地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅④番出口より徒歩約３分

※　なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。

＜感染症に関するお知らせ＞

本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

また株主総会運営メンバーにおいてもマスクを着用して対応させていただく予定でおります。

※　株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますよう重ねてお願い申しあげます。